

貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン

(第2版)

貸切バス旅行連絡会

令和2年6月19日

(令和2年7月21日改訂)

## 1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめたところである。

貸切バスを利用した旅行については、様々な形態が想定されるが、本ガイドラインは、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各事業者においては、本ガイドラインに沿った対策を講じることとする。

また、バスの換気性能に鑑みれば、バスはコロナ感染症に対して、十分に安全な乗り物であることを、利用者や一般国民にPRすることとする。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、利用者の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを行っていく。

## 2. 始業点呼時の対応

運行管理者は点呼に当たっては、特に次の事項に留意して、これを行う。

### (1) 乗務員に係る事項の確認及び対処

- 点呼時の健康チェック（体温、風邪症状の有無等の報告及び確認、健康チェックシート）
- 発熱、せき等確認時の自宅待機
- マスク着用、手洗い励行等感染予防対策の確実な実施の確認

- 健康チェック表による乗務員の健康状態の確認
- アルコール検知器の除菌

(2) 車内の感染防止対策の確認及び対処

- 点呼までの間に自社で実施した車内消毒実施の確認
- 運転席の感染防止対策確認、乗務手袋着用の励行
- 消毒液、清拭消毒用具等搭載のチェック
- 乗務員用のマスク、使い捨て手袋の予備搭載の確認

(3) 運行管理者自身のとるべき措置

- 運行管理者と運転者との適切な距離の確保
- 運行管理者等のマスク着用、点呼前後の手洗い等

3. バスの運行時における対応

バスの運行時には、特につぎの事項に留意して、これを行う。また、利用者に対して協力をお願いすべき事項は、原則として、旅行会社から利用者へお願いして頂く。

(1) 乗車時・降車時

①バス会社の対応

- 以下の点について、車内アナウンス等により利用者への協力依頼
  - ・マスクの着用、会話の手控え大声による会話の原則として禁止
  - ・乗車時及び再乗車時における手指の消毒
  - ・降車時、必要に応じ通路に立ち列ができないよう順次の離席
- 利用者との間の一定の距離確保又は例えば換気に留意して、運転席周りの仕切り等により濃密接触の防止
- 消毒液の常備装備
- 可能であれば、現場の判断により、利用者降車時に手すり等複数の利用者が接触する可能性のある部分の消毒
- 利用者への乗降支援後の手指の消毒
- 手荷物の受け渡し等におけるマスク、手袋の着用

②旅行会社の対応

- 出発前に利用者の体調管理（体温、体調チェック）を行い、発熱や感染

の疑いのある症状を呈している利用者等（※）には、旅行参加を遠慮していただく。

※感染者の濃厚接触者や、過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域等の在住者との濃厚接触者を含む。

### ③利用者への協力依頼

旅行会社を通じ、下記措置につき協力依頼

- 乗車時・再乗車時の利用者の手指消毒
- 通路での利用者の滞留が起きないように、乗車時の小グループに分かれての乗車、降車時の順次の離席
- 旅行参加者が新型コロナウイルス陽性と診断された場合には、旅行会社へ連絡いただくよう利用者に依頼する。
- 旅行会社は感染者発生時に備え、旅行参加者もしくは契約者の連絡先情報を最低 1 ヶ月間保存する。

## (2) バス運行中

(全般、車内換気)

### ① バス会社の対応

- 運転時（車内でのアナウンス時を含む）のマスク着用の徹底
- 外気換気モードによるエアコンの使用を基本とし、更に利用者の協力を得て、現場判断により随時窓の開放をすることによる車内換気の徹底
- バス車内換気能力が十分であることの利用者への PR（動画配信等による）

### ② ガイドの対応

- アナウンス時も含めてマスク着用の徹底
- アナウンスについては、可能な限り前方を向いて行う等、工夫に努める

### ③ 利用者への協力依頼

旅行会社を通じ、以下の対応につき利用者に協力を要請する。

- 乗車中のマスク着用
- 会話の手控え、特に大声による会話の原則として禁止

(利用者サービス)

### ①バス会社の対応

- ②で禁止等への協力要請をすべき、利用者サービスとして掲げた事項に

- つき、旅行会社に利用者への協力要請を行って頂くようお願いする。
- 禁止事項を車内備え付けのリーフレット等で、改めて利用者への周知を図る
  - SA、PA 等における休憩はできる限り長めにする（旅行会社へ協力依頼）
  - 車内ゴミの回収時には、マスク、使い捨て手袋を着用し、原則持ち帰り、やむを得ずゴミ捨てした場合は、手洗い・消毒を徹底する

## ②利用者への協力要請

- 以下の事項等につき、旅行会社より利用者に協力依頼する。
  - ・座席位置に関する配慮やマスクを着用頂くこと
  - ・車内における飲食はできる限り避け、特に飲酒、大声での会話は原則として禁止頂くこと
  - ・カラオケの利用及びサロン席での飲食・歓談は、原則として禁止頂くこと
  - ・トイレ付車両では、便器の蓋閉め後に洗浄頂くこと
- ゴミは、エチケット袋に入れ、原則として持ち帰る。やむを得ずゴミ捨てした場合も入念な手洗い、手指消毒を励行する

## 4. 仕業終了後の対応

### (1) 帰庫点呼

- 発熱、咳症状、呼吸困難等の症状などの健康チェックを必ず行う

### (2) 車内消毒・清掃

- 手すり等、特に利用者が頻繁に手を触れる箇所を入念に、運転席周り、その他車内を清拭消毒、カーテン等については消毒液噴霧による消毒
- (注) 車内清掃・消毒は、原則としては1仕業毎に実施するが、手すり等利用者が頻繁に触れるような場所は、可能な場合には、現場の判断により、更に随時適宜実施
- 清掃時のマスク、使い捨て手袋の着用の徹底
- 窓開け等による車内換気
- トイレ付車両のトイレ清掃に当たっては、マスク、ゴム手袋着用
- 車内点検工具など共用器具使用後の手洗い、手指消毒の励行

### (3) 宿泊時の感染防止

- 手指消毒の徹底

- 宿泊中の健康チェック（体温、風邪症状の有無等健康チェックシート）
- 体調不良時の乗務中止
- 不要な外出の回避など、行動管理の徹底

## 5. 利用者、乗務員の体調不良

利用者及び乗務員の中に体調不良者が発生した場合には、通常の事故、死傷者発生等の緊急事態対応を基本としつつ、以下の点に留意して対処する。

（共通）

- 営業所等の緊急連絡体制の整備
  - ・乗務員は営業所（運行管理者）への連絡、指示により対応
- 接触箇所の消毒の徹底
- 感染者のプライバシー保護

（利用者の体調不良）

- 運行管理者の指示に従って対応
- 利用者対応時のマスク、使い捨て手袋着用の徹底、利用者対応後の手洗い等の徹底
- 状況に応じ、救急車の手配

（乗務員の体調不良）

- 乗務中の発熱、体調不良の際の運行管理者への連絡の徹底及び乗務中止

## 6. 利用者、一般国民への周知

- マスク着用、手指消毒の実施、飲酒、カラオケ、大声での会話等の禁止、飲食の手控えなど、利用者に協力を依頼する事項をリーフレットにまとめ、車内に備え付けるなど、利用者への周知を図る。
- 特に、バスの換気性能に鑑みれば、バスはコロナ感染症に対して、十分に安全な乗り物であることを、リーフレットや動画等も活用しながら、利用者や一般国民に十分PRする。

(別紙)

○貸切バス旅行連絡会 構成員 (順不同)

- ・公益社団法人 日本バス協会
- ・一般社団法人 日本旅行業協会
- ・一般社団法人 全国旅行業協会